

社会福祉法人白銀福祉会役員及び役員・評議員・第三者委員・評議員選任
解任委員会の費用弁償及び報酬に関する規定

社会福祉法人白銀福祉会役員及び役員・評議員・第三者委員・評議員選任

解任委員会の費用弁償及び報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白銀福祉会（以下「法人」という。）定款第3章及び第10条の2及び3に基づき、理事・監事・評議員と、第三者委員、顧問、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人と委任関係にある役員等が法人及び法人が経営する施設の業務（会議、研修会を含む。以下「法人業務等」という。）に従事したときは、報酬を支給する。ただし、常勤職員が役員等を兼ねる場合においては、報酬を支給しない。

- 2 報酬の額は、表1による。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 役員及び役員等が出席し報酬の支給を受けたときは、同日に合わせて法人業務等を行った場合であっても、報酬はこれを支給しないものとする。（重複支給の禁止）
- 5 報酬の支払いは、1年以内の会計年度の定時理事会、定時評議員会終了後に、会議参加回数の1年分をまとめて支払う。（本人の希望で現金、銀行振り込みで支払う）

(費用弁償)

第3条 役員・役員等が法人業務等を行うための交通費は報酬額に含まれるが、理事長が認める案件の限りその旅費を支給する事が出来る。

- 2 前項の旅費の支給方法は、表2とする。ただし、常勤職員が役員等の職を兼ねる場合における費用弁償の額は、常勤職員としての旅費相当額とする。旅費は原則として役員及び役員等の住所地を起点として計算する。
- 3 法人業務等は、次の各号に定めるところによる。
 - 一 理事会及び評議員会への出席
 - 二 評議員選任・解任委員会への出席
 - 三 監事による定期又は臨時の監査
 - 四 行政機関による監査への立会い
 - 五 役員等の研修会への出席及び他の施設の視察業務
 - 六 借入金の申請及び返済に伴う業務
 - 七 その他理事長が必要と認めた業務
- 4 役員・役員等の年間報酬額の上限を200万円とし、内20万円を評議員の報酬とする。

第4条 法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

表1 法人業務

| | |
|----------------------------------|-------------|
| 区分 | 報酬の額 |
| 理事長 | 日額 10,000 円 |
| 役員（理事及び監事） | 日額 5,000 円 |
| 役員等 （評議員、第三者委員、顧問、評議員選任・解任委員） | 日額 5,000 円 |

表2 費用弁償（理事長が認める限り）

| 区分 | 交通費 | 宿泊費 | 報酬の額 |
|--------------------------------------|-----|-------------------|-------------|
| 理事長 | 実費 | 15,000 円 若くは実費 | 日額 10,000 円 |
| 役員（理事及び監事） | 実費 | 15,000 円 若くは実費 | 日額 5,000 円 |
| 役員等 （評議員、第三者委員、顧問、評議員 選任・解任委員） | 実費 | 15,000 円 若くは実費 | 日額 5,000 円 |

附則

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。